



平成30年、兵庫県は成立150周年を迎えます。この節目にあたり、ふるさと兵庫を再認識し、新たな兵庫づくりを考える機会とするため、当該事業を実施します。

特別講演会

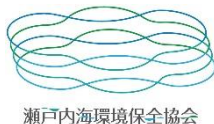
瀬戸内海を取り巻く海洋政策の動向 ～海洋基本計画と里海づくり～

豊かで美しい里海をめざして

瀬戸内海環境保全協会は、瀬戸内海的环境保全に関する事業を行うことにより
比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる
瀬戸内海的环境保全に資することを目的としています。

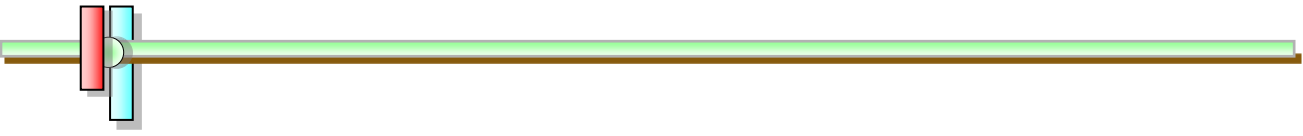


日 時：平成31年1月22日（火）
13時30分～16時30分
会 場：ラッセホール 2F ルージュローズ
神戸市中央区中山手通 4-10-8



瀬戸内海環境保全協会

公益社団法人 瀬戸内海環境保全協会



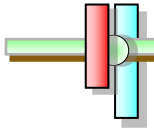
◆開催趣旨

水質汚濁防止法の特別法である瀬戸内海環境保全特別措置法が平成 27 年に改正され、瀬戸内海を里海にしようという理念が規定された。そして、瀬戸内海環境保全基本計画では、従来からの「水質の保全」と「自然景観の保全」の2つの柱について、栄養塩に関する水質の「管理」、エコツーリズムの観点を持つ「文化的景観」が加えられるとともに、藻場・干潟等の「沿岸域の環境の保全・再生・創出」、「水産資源の持続的な利用の確保」の2つの新たな柱が加わった。このように瀬戸内海の環境保全活動は、里海づくりを目指した総合的な地域社会づくりへと変貌しつつある。

一方、国連海洋法条約の国内法として平成 19 年に制定された海洋基本法は、食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割が増大する中で、海洋環境の汚染、水産資源の減少など、顕在化する海洋の諸問題に総合的に取り組み、新たな海洋立国を実現するために制定された。同法は、国、地方公共団体、事業者、国民の責務のもとに、里海づくりを含む「沿岸域の総合的管理」、水産業を含む「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」、海洋教育を含む「海洋に関する国民の理解の増進」など、12 の基本的施策を示し、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部のもと、海洋基本計画を策定し、施策を展開することとしている。

以上のように、瀬戸内海というローカルな視点からの取組みと、全国的な視点からの取組みは、互いに関連深いものとなっている。このような状況の中、海洋基本計画が本年5月に改定され、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の流れとも相まって、海洋政策は一層充実・強化されてきている。

本講演会は、これを契機に、海洋基本法と海洋基本計画について、第一人者を講師に招き、瀬戸内海を取り巻く海洋政策の動向を学ぶことにより、今後の里海づくりの活動の一層の活性化と内容の充実化に資するものである。



◆プログラム

- 開会あいさつ 13 : 30～13 : 40
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 常務理事 神田 泰宏

- 基調講演 13 : 40～14 : 40
演 題：「海洋基本法と海洋基本計画の進展」
講 師：公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所 参与 寺島 紘士 氏

- 講演 1 14 : 40～15 : 10
演 題：「海洋基本計画と海洋産業について」
講 師：一般社団法人海洋産業研究会 常務理事 中原 裕幸 氏

----- 休 憩 (15 : 10～15 : 25) -----

- 講演 2 15 : 25～15 : 55
演 題：「海洋環境の維持・保全と具体的施策について」
講 師：広島大学名誉教授（海洋環境 PT 有識者）松田 治 氏

- 講演 3 15 : 55～16 : 25
演 題：「海洋人材の育成と国民の理解 ～学校教育を中心に～」
講 師：公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所
事業企画部長 酒井 英次 氏

- 閉会あいさつ 16 : 25～16 : 30
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 賛助会員部会長 泉 伸司
(いであ（株）大阪支社 執行役員)

基 調 講 演

海洋基本法と海洋基本計画の進展

公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所

参与 寺島 紘士

§ プロフィール §

ふりがな てらしま ひろし

氏 名 寺島 紘士

公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所 参与

1965 年東京大学法学部卒業、運輸省（現国土交通省）入省。海陸空の業務に従事し、大臣官房審議官在任中に「海の日」の祝日化に取り組む。1994 年運輸省退官。

1994 年日本財団常務理事、2002 年海洋政策研究財団海洋政策研究所所長、2005 年海洋政策研究財団常務理事、2015 年 4 月笹川平和財団常務理事・海洋政策研究所長、2017 年 7 月より現職。

日本海洋政策学会副会長

1990 年代後半における海洋問題を総合的に論ずる国際会議等でのわが国のプレゼンスのなさ、時流に後れた縦割り機能別の取り組みを憂慮し、海洋政策研究に取り組み、「21 世紀の海洋政策への提言」（海洋政策研究財団 2005）等提出。これを議論するために設立された超党派の政治家、有識者等からなる海洋基本法研究会の事務局長として海洋基本法制定に貢献（2006）、成立後も同法の施策の具体的実施に尽力している。

海洋の総合的管理と持続可能な開発、マラッカ海峡の安全協力体制構築、海賊対策、「海を活かしたまちづくり」モデル事業等による沿岸域総合管理の具現化、海洋教育の推進などの研究・提言・実施に取り組み、国内だけでなく世界およびアジア地域のレベルでも海洋政策に関する研究・活動に積極的に参画している。

海洋白書を創刊してその編集・執筆を行うとともに、著作、論文、講演など多方面にわたり活動。「新たな海洋立国を目指せ」（朝日新聞『論座』2006）、『海洋問題入門』（丸善 2007 年）、「海洋利用のための政策と今後」（シーエムシー出版『微細藻類によるエネルギー生産と事業展望』2012）、『沿岸域総合管理入門』（東海大学出版部 2016）、「海洋の母」エリザベス・マン・ボルゲーゼ女史著「The Oceanic Circle」の邦訳『海洋の環』（成山堂書店 2018）など。

海洋基本法と海洋基本計画の進展

笹川平和財団参与
寺島紘士

2019. 1. 22

特別講演会「瀬戸内海を取り巻く海洋政策の動向」
～海洋基本計画と里海づくり～
(公社)瀬戸内海環境保全協会

1

21世紀における海洋をめぐる情勢

- 地球表面の7割を占める国際的空間である海洋において、新たな秩序形成と持続可能な開発利用の取組みが、グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルなスケールで進行している。
- 各国は、海洋の問題に競争し、協調して取り組んでいる。
- 21世紀は、海洋ガバナンス追求の世紀
- 各国の海洋力が問われている。
- Think global, act local

2

人間社会は海洋への依存を強めている

- 海洋環境・生態系、...
- 生物資源、漁業
- 海上輸送(物流、観光、離島、...)
- 鉱物資源、(石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、...)
- 海洋再生可能エネルギー(風力、波力、海潮流、温度差、海藻、...)
- 空間利用(養殖、航路、CCS、...)

3

海洋・沿岸域をめぐる諸問題

- 海洋・沿岸域の汚染、環境悪化
陸域起因の海洋汚染、赤潮・青潮、漂流・漂着ごみ、海洋プラスチック、タンカー・油田等の事故に油流出 等
- 水産資源の減少
生息地の破壊、乱獲・IUU漁業
- 海面利用の競合
- 陸域の資源の不足と海域の資源への関心増大
石油・ガス、コバルト、マンガン、レアメタル、レアアース泥、...
- 安全・秩序への脅威
密輸・密入国、麻薬、工作船、海賊・海上テロ、...
津波、高潮、海岸侵食
- 島嶼・管轄海域をめぐる近隣諸国間の対立・紛争
- 新たな課題
地球温暖化・海洋酸性化、生物多様性、北極海の氷減少 等

4

地球表面の7割を占める海洋への関心増大 国際社会の海洋ガバナンスの取組みスタート

◎海洋に関する新たな包括的な法秩序構築

『国連海洋法条約』発効 1994 (1982採択)

「海洋の自由」→「海洋の管理」(海洋に関する人間の活動を律する原則への転換)

◎海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する国際的な行動計画採択

・「国連環境開発会議」(地球サミット):環境と開発を統合する「持続可能な開発」原則と行動計画

『アジェンダ21』採択 1992

『アジェンダ21』第17章「海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用および開発」:「海洋・沿岸域の総合的管理と持続可能な開発」など7つのプログラム分野を取り上げて目標、行動、実施手段を具体的に定めた。

・持続可能な開発世界サミットWSSD 2002 『WSSD実施計画』

・持続可能な開発会議(リオ+20) 2012 成果文書『我々が求める未来』

・国連持続可能な開発サミット 2015

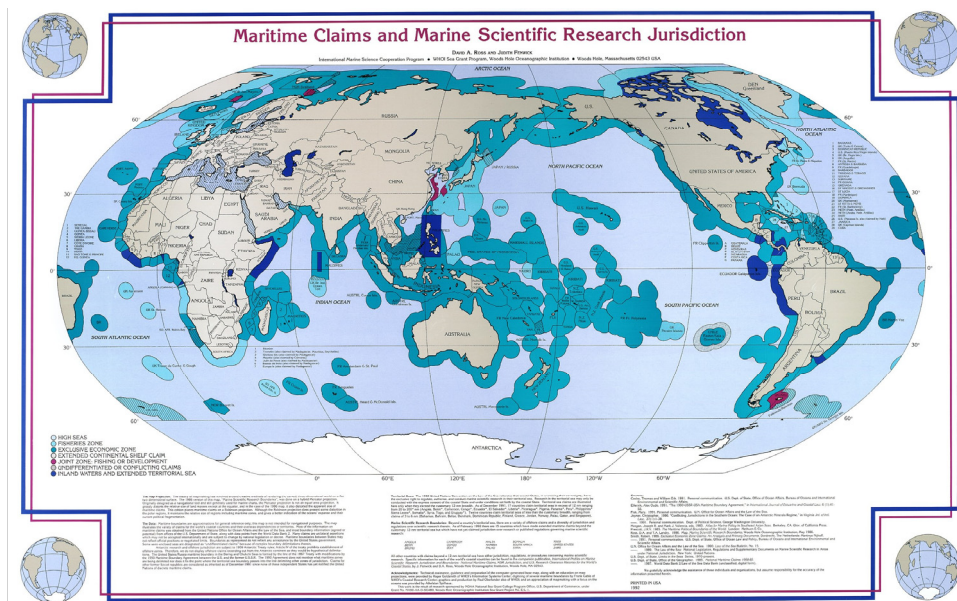
『持続可能な開発のための2030アジェンダ』

17項目の「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択、SDG14 海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用 5

国連海洋法条約の概要

- ・「海洋の諸問題は相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要がある」(前文)
- ・航行等の自由の確保
- ・沿岸国の海域および資源の管理の拡大
領海12海里、群島国、排他的経済水域(200海里)、大陸棚、島の制度
(漁業:海域別アプローチと魚種別アプローチ)
- ・国際海峡、公海、閉鎖海・半閉鎖海、内陸国
- ・「人類の共同財産」深海底制度の創設
- ・海洋環境の保護・保全
- ・海洋の科学的調査の発展及び実施促進
- ・海洋技術の発展及び移転の促進
- ・紛争の解決

6



7

持続可能な開発のための行動計画『アジェンダ21』

第17章 海洋、閉鎖性海域及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発

A. 海域の総合的管理及び持続可能な開発

- ・沿岸国は、沿岸域及び海洋環境の総合的管理と持続可能な開発を自らの義務とする。

B. 海洋環境保護

- ・各国は、海洋環境の悪化を予防、軽減、管理することにより、その生命維持と生産の能力を維持し、改善することを自らの義務とする。

C. 公海の海洋生物資源の持続可能な利用及び保全

D. 領海内の海洋生物資源の持続可能な利用及び保全

- ・各国は、自国の管轄権下の海洋生物資源の保存と持続可能な利用を自らの義務とする。

E. 海洋環境の管理及び気候変動に関する不確実性への対応

F. 地域協力を含む国際協力及び調整の強化

G. 小規模な島嶼国の持続可能な開発

8

近年、海洋をめぐる国際的取組が再び大きく動き出した。

<法秩序>

- ・国連総会が「国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全と持続可能な利用に関して国連海洋法条約の下での法的文書作成」を決議(2015.6)

海洋遺伝資源、海洋保護区などの海域管理ツール、環境影響評価、人材育成・海洋技術移転などを議論する準備委員会を2016.3から4回開催、2018年9月に政府間会議(第1会期)招集

<行動計画>

- ・国連持続可能な開発サミット2015が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(2015.9)
17の持続可能な開発目標(SDGs)とその実現ためのターゲット設定

目標13 気候変動及びその影響を軽減のため緊急対策を講じる

目標14 海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 等

- ・国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21、COP22、COP23、COP24)

画期的な温暖化対策の枠組み「パリ協定」採択(2015.12 COP21)、「パリ協定」の実施ルール採択(COP24)

- ・生物多様性条約締約国会議

海洋・沿岸生物多様性、EBSA等について検討(COP13、COP14)

9

持続可能な開発目標(SDGs)

目標14 海洋・海洋資源の保全、持続可能な利用

- ・2025年までに、あらゆる海洋汚染の防止、大幅削減
- ・2020年までに、海洋及び沿岸の生態系の回復
- ・海洋酸性化の影響の最小限化、対処
- ・2020年までに、過剰漁業、違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的漁業慣行を終了、科学的管理計画を実施
- ・2020年までに、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全
- ・2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金禁止、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金撤廃、同様の新たな補助金の導入抑制
- ・2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大
- ・海洋の健全性の改善と、開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転
- ・小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供
- ・国連海洋法条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化

10

SDG14実施のためのハイレベル国連会議

「国連海洋会議」開催 2017.6.5-9

- ・155力の国・地域の代表(注)を含む4,000人の代表団が参加

(注)首脳16人、副大統領2人、大臣86人、副大臣16人を含む

- ・フィジーとスウェーデンが会議の共同議長を務めた
- ・全体会議と7つのパートナーシップ・ダイアログ開催

<成果>

・「Call for Action(行動の要請)」採択

・会議中開催した7つの「パートナーシップ・ダイアログ」概要報告

・「Voluntary Commitments(自主的コミットメント)」(会期中に1328件、現在1400件以上登録)

・サイドイベントの開催(150以上)

<次回>

- ・2020年にケニアとポルトガルがホストして開催予定

11

Call for Action(行動の要請)

パラ13: 具体的行動

- ・全てのレベルにおける協働・調整を強化し、官民連携を含む有効で透明なマルチ・ステークホルダーのパートナーシップの構築を推進(a-c)
- ・海洋に関連する教育・啓発の推進(d-e)
- ・海洋調査、データ共有、研究への資源配分(f)
- ・海洋汚染防止の方策の実施、特に陸域起源の活動、海ゴミ(プラスチック、マイクロプラスチックを含む)、船舶起源、投棄漁具への対策など(g-i)
- ・海洋空間に基づく管理ツールの促進(海洋空間計画、沿岸域総合管理、海洋保護区などの設定を含む)(j)
- ・気候変動への緩和策、適応策の実施(海洋酸性化、海面上昇、水温変化、ブルーカーボンを含む)(k)
- ・持続可能な漁業の推進(IUU漁業の撲滅、小規模漁業の強化、漁業補助金の適正化)(l-p)
- ・SIDS、LDCs等における持続可能な海洋産業、経済の振興(q-r)
- ・BBNJの本交渉の開始(s)
- ・実施に向けた努力(t-v)

12

国連海洋会議後の取組みの進展

1. 国連事務総長、ピーター・トムソン氏を海洋特命全権公使に任命(2017年9月12日付)
2. 国連、SDG14のボランティア・コミットメントをフォローアップする9つの「海洋行動コミュニティ(Communities of Ocean Action: COA)」設立
3. 国連総会、「持続可能な開発のための海洋科学の10年(2021～2030)」宣言
4. 国連総会、「国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での国際的に法的拘束力のある文書作成に関する政府間会議」開催(第1会期2018.9.4～17、第2会期2019.3.25～4.5)
5. Ocean and Climate Platform・IOC-UNESCO「COP21から国連持続可能な開発のための海洋科学の10年(2012－2030)に向けて」開催(2018.9.10-11)

13

海洋行動コミュニティ(Communities of Ocean Action: COA)

国連は、「国連海洋会議」中に提出され、その後も増えているボランティア・コミットメント(自発的約束)の実施をフォローアップし、新しい自発的約束を引き出し、様々な関係者間の協働とネットワーク化を促進するため9つのCOAを立ち上げた。

1. サンゴ礁
2. 国連海洋法条約に示されている国際法の実施
3. マングローブ
4. 海洋・沿岸生態系管理
5. 海洋汚染
6. 海洋酸性化
7. 科学的知識、研究能力開発、海洋技術移転
8. 持続可能なブルーエコノミー
9. 持続可能な漁業

各COA(海洋行動コミュニティ)は、著名な専門家がフォーカル・ポイントに指名されてコーディネーターを務め、国連事務総長の海洋特命全権公使ピーター・トムソン氏及び国連経済社会部と協働して活動を遂行する。

14

わが国の「国土」の拡大

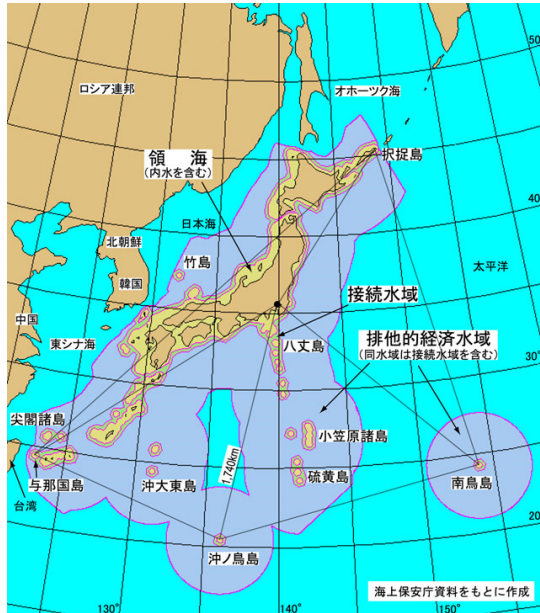
• 国土面積(世界第60位)	38万km ²
• 海岸線 (世界第6位)	3.5万km
• 島の数 (世界有数)	6,852
• 領海(含内水)	43万km ²
• 接続水域	32万km ²
• 排他的経済水域	405万km ²
• 領海(含内水)＋排他的経済水域(世界第6位)	447万km ²

15

わが「国土」10倍以上に

- それまでは
陸域＋領海3海里＝国土45万KM²
↓
陸域＋領海12海里＋EEZ・大陸棚＝「国土」485万KM²＋18万KM²＋α
注：領海＋EEZ＝447万平方キロ
延長大陸棚18万平方キロ(大陸棚限界委員会勧告31万平方キロ)＋α
「国土」には管轄海域を含む
その6割は、主要4島以外の離島を基点としている
↓
- 新しい「海洋国日本」の形

16



17

わが国の海洋管理の遅れと海洋基本法制定の取組み

- 日本は、国連海洋法条約批准(1996)後も10年ほどの間、同条約その他の国際約束や海洋の持続可能な開発、利用及び保全を実現するための国際的取組への対応が不十分だった
- 海洋政策研究財団「21世紀の海洋政策への提言」(2005)
海洋を総合的に管理するための海洋基本法制定等を提言
- 日本の海洋政策の確立に関心を持つ国会議員、海洋各界の有識者その他関係者が「海洋基本法研究会」(代表世話人武見敬三参議院議員、座長:石破茂衆議院議員、事務局海洋政策研究財団)を設置し、関係省庁もオブザーバー参加して、我が国の海洋政策と海洋基本法制定を検討、「海洋政策大綱」「海洋基本法案の概要」をとりまとめた(2006.12)

18

2007年 海洋基本法制定

- ◇自民・民主・公明の三党が、海洋基本法研究会の議論を基にして海洋基本法案を準備、法案を国会に提出。
4月3日、衆議院本会議で、4月20日参議院本会議で可決、成立
- ◇海洋基本法は、本来の国民の祝日「海の日」で、国連海洋法条約が我が国について発効した、7月20日に施行
内閣に総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部を設置
- ◇2008年 初の「海洋基本計画」を閣議決定(3月18日)
- ◇2013年 第2期「海洋基本計画」を閣議決定(4月26日)
- ◇2018年 第3期「海洋基本計画」を閣議決定(5月15日)

19

海洋基本法の概要

- 第1章 総則
目的
基本理念
国・地方公共団体・事業者・国民の責務
法制上、財政上又は金融上その他の必要な措置 etc
- 第2章 海洋基本計画
- 第3章 基本的施策
- 第4章 総合海洋政策本部
- 附則

20

目的(第1条)

- この法律は、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、わが国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、海洋に関する基本的な計画の策定その他の海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

21

海洋基本法の基本理念 (第2条～第7条)

- 海洋の開発・利用と海洋環境保全との調和
- 海洋の安全の確保
- 海洋に関する科学的知見の充実
- 海洋産業の健全な発展
- 海洋の総合的管理
- 海洋に関する国際的協調

22

国・地方公共団体・事業者・国民の責務と連携協力 (第8条～第12条)

- 国は、基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 海洋産業の事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 国民は、海洋の恵沢を認識するとともに、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 国、地方公共団体、海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

23

海洋基本計画の策定(16条)

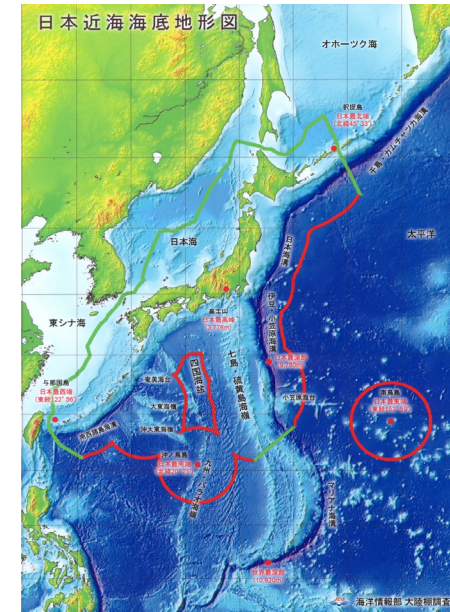
- 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画(以下「海洋基本計画」という。)を定めなければならない。
- 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 海洋に関する施策についての基本的な方針
 - 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

24

海洋基本法の基本的施策(第17条～第28条)

- 海洋資源の開発及び利用の推進
- 海洋環境の保全等
- 排他的経済水域等の開発等の推進
- 海上輸送の確保
- 海洋の安全の確保
- 海洋調査の推進
- 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- 沿岸域の総合的管理
- 離島の保全等
- 国際的な連携の確保及び国際競争力の推進
- 海洋に関する国民の理解の増進等

25

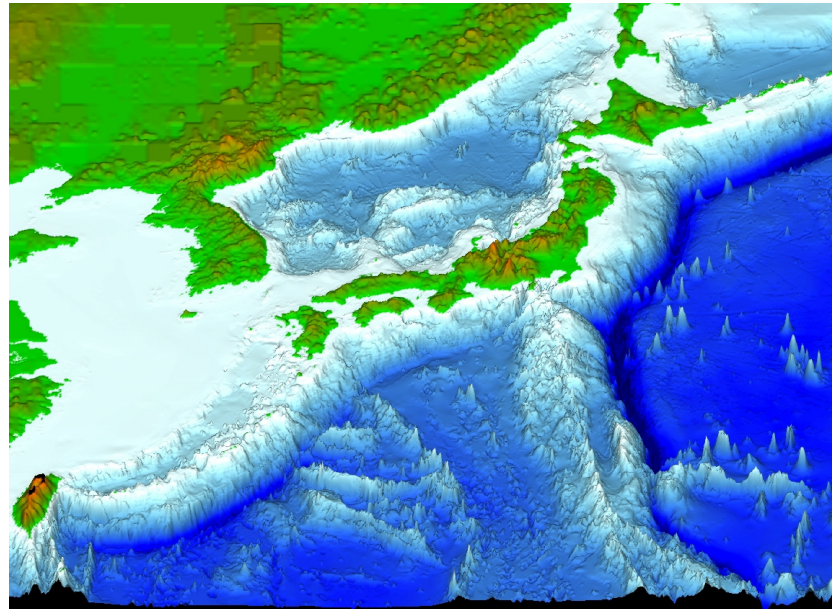


グリーン線は
隣接国/相対国のEEZと重
なり合う海域の想定中間線

(相手数=7)

ロシア、北朝鮮、
韓国、中国、
台湾、フィリピン、アメリカ

26



27

総合海洋政策本部(第4章)

- 内閣に総合海洋政策本部設置(29条)
- 総合海洋政策本部の所掌事務(30条)
海洋基本計画の案の作成及び実施の推進
関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する 施策の総合調整
上記のほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること
- 本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
海洋政策担当大臣
本部員 上記以外のすべての国務大臣(31-34条)

28

海洋基本法制定後の動き

- ・領海等における外国船舶の航行に関する法律 2008.3
- ・海上運送法の一部改正 2008.6
- ・大陸棚限界委員会に我が国大陸棚の延長を申請 2008.11
- ・海洋エネルギー・鉱物資源開発計画 2009.3
- ・海賊行為の処罰および海賊行為への対処に関する法律 2009.6
- ・海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針 2009.12
- ・海洋情報クリアリングハウスの運用開始 2010.3
- ・低潮線保全法2010.5
- ・貨物検査特別措置法 2010.5
- ・低潮線保全基本計画 2010.7
- ・EEZ等における鉱物の探査・科学的調査に関する今後の対応方針 2011.3
- ・海洋生物多様性保全戦略 2011.3
- ・我が国における海洋保護区の設定のあり方 2011.5
- ・鉱業法の一部を改正する等の法律 2011.7 (2012.1施行)

29

海洋基本法制定後の動き(2)

- ・我が国の大陸棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告受領 2012.4
- ・海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針 2012.5
- ・海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法 2013.11
- ・海洋再生可能エネルギー実証フィールドの選定 2014.7、2015.4
- ・海域管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(2015.6)
- ・我が国の北極政策 2015.10
- ・有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 2016.4 (2017.4施行)
- ・我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取り組み 2016.7
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用促進法 公布2018.12.7 4か月以内に施行
- ・漁業法等の一部を改正する等の法律 公布2018.12 2年以内に施行

30

第3期海洋基本計画(2018.5.15閣議決定)

第1部 総論

- ・「新たな海洋立国への挑戦」を政策の方向性として位置付け
- ・海洋に関する施策についての基本的な方針

1. 「総合的な海洋の安全保障」

- ・海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、**海洋の安全保障に関する施策**に加え、**海洋の安全保障に資する側面を有する施策**とを合わせ、「**総合的な海洋の安全保障**」として、**政府一体となって取組みを推進**する。

2. 海洋の主要施策

- (1) 海洋の産業利用の促進
- (2) 海洋環境の維持・保全
- (3) 科学的知見の充実
- (4) 北極政策の推進(←主要施策として初めて登場)
- (5) 国際連携・国際協力
- (6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進

* 海洋基本法の基本理念及び第1期・第2期海洋基本計画の基本的な方針に取り上げられている「海洋の総合的管理」が取り上げられていない。

31

第3期海洋基本計画:第2部 具体的施策

1. 海洋の安全保障

- (1) 我が国の領海等における国益の確保
- (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- (3) 国際的な海洋秩序の強化

2. 海洋の産業利用の促進

- (1) 海洋資源の開発及び利用の促進
- (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- (3) 海上輸送の確保
- (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

3. 海洋環境の維持・保全

- (1) 海洋環境の保全等
- (2) 沿岸域の総合的管理
- 4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

- (1) 情報収集体制
- (2) 情報の集約・共有体制
- (3) 国際連携・国際協力

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- (1) 海洋調査の推進
- (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- 6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

- (1) 離島の保全等
- (2) 排他的経済水域等の開発等の推進

7. 北極政策の推進

- (1) 研究開発
- (2) 国際協力

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 海洋の秩序形成・発展
- (2) 海洋に関する国際的連携
- (3) 海洋に関する国際協力

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
- (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進
- (3) 海洋に関する国民の理解の増進

32

3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

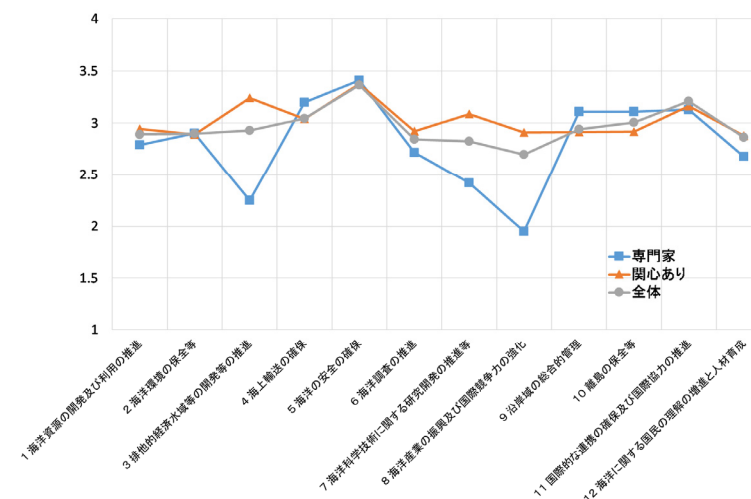
- 2020年までに管轄権内水域の10%を適切に管理することを目的に海洋保護区の設定を推進／サンゴ礁、藻場等に形成される脆弱な生態系の保全・再生／マイクロプラスチックを含めた海洋ごみの削減に向け、実態把握、回収処理や発生抑制対策等を総合的に推進 等

(2) 沿岸域の総合的管理

- 沿岸域の総合的管理に当たっては、人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るという「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全や海洋ごみ対策などを総合的に展開／瀬戸内海において「きれいで豊かな海」の観点から、藻場・干潟の保全・再生や底質改善等を組み合わせ、地域の多様な主体が連携した総合的取組を推進するとともに、栄養塩類の減少等が、水産資源に与える影響の調査・研究等を加速化

33

<参考> 第2期海洋基本計画に対する評価 2017.1アンケート調査



34

第3期海洋基本計画：第2部(続)及び第3部

・第2部 具体的施策

- およそ370項目の具体的施策を列記。
- 海洋諸施策の実効性を担保するため、各施策に実施府省名を明記。
- 「海洋状況把握(MDA)の能力強化」を項目として独立。

・第3部 計画推進に必要な事項

- 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、政府の司令塔としての機能を果たし、取り組みを推進。
- 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を行うことを記載。

35

平成30年度参与会議の進め方(7月24日資料)

1. 海洋政策の工程管理の推進等

- 工程表等に基づく工程管理の進め方等について、参与会議全体で審議することを原則とする。
- 参与会議全体での議論の状況を踏まえたうえで、必要な場合には主要施策に関して担当する参与を決めるとともに、そのもとで集中的な議論を行う場(ワーキンググループ)を設けることができる。
- 上記の審議結果を踏まえて関係府省は工程表等の見直しを行い、適切な方法により公表する。また工程表や年次報告を活用しつつ、海洋政策について関係者等との意見交換の場を設けることを検討する。

2. プロジェクトチーム(PT等)方式

- MDAを活用した国境離島の状況把握等
- 北極政策
- 海洋プラスチックごみ対策

3. スタディグループ方式

- シーレーン諸国との海洋産業協力の深化
- 海洋科学技術

4. プラットフォーム方式

- ニッポン学びの海プラットフォーム
- 海洋資源開発技術プラットフォーム

5. 参与会議への報告

- 自動運航船への取り組み状況、SDG14への対応状況、島嶼国問題への取り組み状況、OMA(データ交換)

36

第3期海洋基本計画による
海洋に関する施策の進展に期待しています

ご清聴ありがとうございました

笹川平和財団参与
寺島紘士